



山辺中学校いじめ防止基本方針 (対応マニュアル)

1. いじめの定義と基本認識 (法第2条)

[定義] 児童生徒に対して、一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

[認識] 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」という前提に立つ。

[判断基準] 教師の主観ではなく、被害児童生徒がどう感じているかを基準とする。

2. いじめの未然防止 ▶ 雰囲気づくりと教育活動

▶ 児童生徒主体の活動

[集団づくり] 互いの違いを認め合い、他者の痛みを知る学級経営（学級活動、道徳）。

[情報モラル教育] SNS上における軽はずみな書き込みが一生残る傷になること、法的責任が生じることへの理解促進。

[自主活動] 生徒会等による「いじめゼロ宣言」や異学年交流を通じた人間関係の流動化の推進。

▶ 教職員の姿勢 (法第15条)

[記帳の徹底] 児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

[人権意識の徹底] 暴言、体罰、差別的言動は、教員自身がいじめのモデルになることを自覚する。

3. いじめの早期発見・認知 ▶ アンテナを高くする

▶ 多面的な調査と観察

[定期アンケート等の活用] 2ヶ月ごとの実施。生活ノートや日々の言動での変化を見逃さない。

[GIGA端末] GIGA端末における特定の児童生徒への誹謗中傷や不適切な書き込みの定期チェック。

[行動観察] (必要に応じてチェックリスト活用)

成績の急な低下、持ち物の紛失・破損。 朝の登校渋り、保健室利用の増加。

遊びの強要（金銭、使い走り） 怪我やあざ等

▶ 相談しやすい体制 (法第23条)

[相談窓口の周知] 担任だけでなく、養護教諭、SC（スクールカウンセラー）、管理職など「誰にでも相談してよい」ことを掲示・周知。

▶ 保護者・地域との連携

家庭での様子の変化（睡眠不足、食欲減退、スマホへの過剰反応）について情報提供を求める。

いじめの初動対応・早期対応

1. 基本方針 ▶ 組織で動き、命を守る

[最優先事項] 被害児童生徒の「命」と「心身の安全」を守り抜くこと。

[鉄則] 「絶対に一人で抱え込まないこと」。些細な事案でも必ず「いじめ不登校対策委員会（以下、委員会）」へ報告し、組織として対応する。

2. 初動対応フロー（即日～3日以内）

① 事実の認知・報告

ア 発見者（担任等）は、直ちに管理職及び生徒指導主事等へ報告。

イ 「いじめの疑い」段階で委員会を緊急招集し、役割分担及び対応手順等を決定。

ウ 聞き取りは、被害者→周囲にいる者→加害者の順に行うことを原則とする。

② 事実確認（情報収集）

[原則] 被害(対象)児童生徒と加害(関係)児童生徒を同席させない。

[被害者への対応] 複数教員で対応。安心感を確保した上で、具体的事実（いつ、どこで、誰が、何を）を聞き取る。

[加害者への対応] 複数教員で対応。事実を確認し、いじめ行為は絶対に許されないことを毅然と伝える。

[周辺児童生徒（目撃者）への聞き取り] 匿名性を保証し、客観的な情報を集める。

[ネットいじめの場合] 画面のスクリーンショット等（証拠）を必ず保存する。

■ SNS・ネットトラブルへの特記事項

発見の困難さ 学校外（コミュニケーションツールアプリ等）で見えないため、保護者等からの通報が重要な鍵となることを認識する。

警察連携 誹謗中傷、脅迫等は刑法に抵触する可能性があるため、躊躇なく所轄の松本警察署（生活安全課）へ相談する。

③ いじめ重大事態への対応（法第 28 条）

いじめ防止法第 28 条第 1 項において、学校の設置者及び学校は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（第 1 号）又は「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（第 2 号）は、「当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする」とされている。

[いじめ重大事態への対応]

- ①いじめ重大事態発生時、松本市教育委員会の指導の下、対応する。
- ②必要に応じて、警察、医療機関などの外部機関と連携して対応する。
- ③報道機関等への対応は、学校長（もしくは教頭）とする。

3. 指導・支援・措置

▶ 被害(対象)児童生徒への支援

[安全確保] 状況に応じて教室変更、休み時間の避難場所確保、登下校の見守り。

[心理的ケア] 養護教諭・SC（スクールカウンセラー）による継続的なカウンセリング。保護者への細やかな連絡。

▶ 加害(関係)児童生徒への指導

[教育的指導] 被害者の心の痛みに思いをよせ、二度といじめをしないこと、いじめは人権侵害であり犯罪になり得ることを確認する。

[措置の検討] 反省が見られない、危害の恐れがある場合は、「別室指導」も校長裁量で進言する。

[ネットトラブル] 問題画像の削除要請、松本警察署への相談（法第 19 条連携）。

4. 環境調整と経過観察 ▶ アフターケア

▶ 話し合いの場について

「被害児童生徒が真に望んでおり」かつ「加害児童生徒が心から反省している」場合、実施することを原則とする。

- ・教員主導の無理な握手や形式だけの話し合いは、被害者に屈辱を与え、いじめを潜在化させるため行わない。
- ・当面は「接触させない」等の物理的距離を取ることが解決となる場合もある。

▶ 継続指導（原則 3 ヶ月以上）

- ・いじめが止んでいる状態が 3 ヶ月以上継続して初めて「解消」とみなすが、その後も経過観察を続ける。

松本市公立学校におけるいじめ対応フローチャート

【STEP1 未然防止の取組み】

<学校での日常の取組み>

- 楽しい授業・分かる授業
- 児童会や生徒会での企画
- 道徳・人権教育の充実
- なかよし旬間・人権旬間等
- 良好な人間関係づくり
- 情報モラル教育等の充実
- 家庭との連携
- SOSの出し方教育の充実

<外部機関等との連携>

- 児童生徒への相談窓口の周知
- 警察、児相等との連携確認
- SC、SSW等の活用
- 保護者へのいじめ基本方針の周知

【STEP2 早期発見の取組み】

- 2か月に1回の「いじめアンケート」の実施
- 日常的な児童生徒の観察(チェックリストの活用)
- 職員会や学年会等での気になる児童の情報共有
- 「心の健康観察」の活用(R8年度は3校で試行)
- 児童生徒の訴え(日記・生活記録を含む)
- SC・SSWや外部相談機関との情報共有
- 保護者や地域社会からの情報提供

いじめと疑われる行為の発見・把握

【STEP3 組織的な早期対応】

報告・連絡・相談 例) 発見者・担任等⇒学年主任・生徒指導主事⇒教頭⇒校長

招集指示

「校内いじめ対策組織」での対応

【メンバー:校長・教頭・生徒指導・担任・学年主任・養護教諭・SC・SSW等】

- ・役割分担(聞き取り、被害者へのケア、保護者対応、対外的な連絡窓口等)
- ・情報収集の方針決定(誰に・誰が・いつ・どこで・何を・どのように)
- ・聞き取った情報の共有 ⇒ さらに聞き取りが必要か判断
- ・全教職員への情報提供

対応指示

必要に応じ市教委へ報告、連絡、相談
※「いじめ重大事態」は直ちに報告

事案により警察署へ通報
※SNS等での誹謗中傷、脅迫等

いじめ対策組織で共有 対応の再協議

事実確認(聞き取り)

- ・ いじめを受けた児童生徒から
- ・ いじめを行った児童生徒から
- ・ 周りで見ていた児童生徒から

- ・ 複数の情報から判断する。
- ・ 決めつけずに聞き取る。
- ・ 丁寧に確認する。
- ・ 正確に記録をとる。

Point

解決に向けた対応

- ① 被害児童生徒…心身の安全の確保、精神的なケアを行う。本人の希望を聞きながら対応する。
- ② 加害児童生徒…行為の背景を探り、把握したうえで指導。安易に謝罪の場を設けない。
- ③ 周囲の児童生徒…自分は無関係ではないこと、自分にできることは何か考えるよう促す。

【STEP4 継続指導と経過観察】

継続的な指導

- ・ 被害、加害児童生徒双方のアフターケア
- ・ 様子を見守りと家庭との共有、協力
- ・ SC、SSW等の活用や支援会議の実施

経過観察

いじめの解消(2要件を満たしているか)

- ① いじめの行為が、少なくとも3カ月以上止んでいること
- ② 被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていないこと